

# 入国前ガイド③

## 日本での生活



- 労災保険

労災保険では、労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気になったり、あるいは死亡した場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

労災保険の給付請求書を提出することにより保険給付が受けられますが、支給を受けるためには、まず労働基準監督署において必要な調査を行い、労災認定を受ける必要があります。

- 技能実習中にけがをしたとき

- 仕事場に行く間にけがをしたとき

は労災保険が使えます。労災保険を使った場合は技能実習生の自己負担額はありません。

- 健康診断

会社は労働者に対して、医師による健康診断を実施しなければなりません。また、労働者は、事業者が行う健康診断を受けなければなりません。健康診断は体の悪いところを早く見つけて治療するために行うもので、法令で決められているものです。

法令により会社の実施義務がある健康診断の費用については、会社が負担すべきものになります。

- 予防接種

毎年、秋冬になると従業員にインフルエンザの予防接種を奨励している企業も多いですし、予防接種に係る費用の一部を補助している健康保険組合などもあります。

チームで業務を行っているために、集団インフルエンザ等で業務がストップしないように、予防接種を義務付けている企業も多くあります。

- 健康管理

- 医者に行く

生活指導員に付き添いをお願いしましょう。

- 外国語が使える病院

一般財団法人 日本医療教育財団による「外国人患者受け入れ医療機関認証制度」の HP では、日本全国にある外国人患者の受入れ体制が整備された病院（健診施設）を検索することができます。

<http://jmip.jme.or.jp/index.php>

日本政府観光局のウェブサイトでは外国語で病院を探すことができます。

[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi\\_guide.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/mi_guide.html)

- 薬局

薬局やドラッグストアで薬を買うこともできます。

- 体調不良の時

我慢しないで上司に相談しましょう。有給休暇を使えば、休んでも給料は支払われます。無理をして働くと、余計に具合が悪くなったり、作業中にけがをしてしまうことがあります。

- 具合が悪くなったら

「おなかが痛い」「頭が痛い」「寒気がする」などの、症状を伝える日本語を、あらかじめ覚えておきましょう。

我慢しないで生活指導員に伝えましょう。

問診表、を用意しておく、医者に症状が伝わりやすくなります。

- 緊急時の連絡先

生活指導員、技能実習指導員、技能実習責任者、監理団体の職員の連絡先はメモしておき、何かあったらすぐに連絡が取れるようにしておきましょう。

- 救急車の利用

具合が悪くなって周りに誰もいない時には救急車を利用しましょう。

総務省消防庁のホームページでは、「救急車利用ガイド」の外国版のパンフレットを公開しています。英語版、中国語版、韓国語版、イタリア語版、フランス語版、タイ語版があります。

[http://www.fdma.go.jp/html/life/gaikokujin\\_kyukyusya\\_guide/index.html](http://www.fdma.go.jp/html/life/gaikokujin_kyukyusya_guide/index.html)

## 1. 日本での生活

### 【日本の法令を守る】

犯罪行為をすると、在留資格取り消しになり、帰国しないといけなくなります。

#### ➤ 放置物の持ち帰り

畑の農作物、池の魚などを勝手にとって持って帰ってきてはいけません。許可なしに持って帰ると、窃盗などの犯罪になることがあります。

#### ➤ よその敷地には入らない

何か落とし物をしたときであっても、よその敷地に勝手に入ってはいけません。まずは事前に許可を取ったり、声をかけてからにしましょう。

#### ➤ 人から物を借りるとき

断らずに勝手に借りてはいけません。会社のもの、社長さんのものを借りるときにも、必ず事前に声をかけましょう。

#### ➤ 万引き

お店のものはたとえ 100 円等の少額であっても、盗んではいけません。少額であっても盗むと犯罪になり、警察に捕まります。

### 【生活のルールを守る】

#### ➤ ごみ捨て

日本人の住民から苦情が出やすい部分です。

- ごみの種類（燃えるゴミ、燃えないゴミ、カン、びん、新聞・雑誌、など）
- 曜日（それぞれのゴミで捨てる曜日が決まっています）
- 捨てる袋

を確認して捨てるようにしましょう。

捨て方がわからない場合は、生活指導員に聞くようにしましょう。

#### ➤ 騒音

これも日本人の住民から苦情が出やすい部分です。

宿舎で大騒ぎをしないようにしましょう。会社の人達にも迷惑をかけます。

特に、夜中に騒ぐのは特に周りの住民に迷惑が掛かりますから、絶対にやめましょう。

夜中に洗濯機を使ったりするのも騒音になりますので、止めましょう。

## 2. Q&A

- 帰国するときの費用は払ってもらえるのでしょうか？

技能実習を完全に修了したとき、技能実習 2 号を修了して一時帰国をする際の渡航費は、監理団体が負担します。

ただし、春節の時期に里帰りしたい、家族の具合が悪いため休みを取って帰国したい、等の自分の事情での一時帰国の渡航費用は技能実習生が負担することになります。

- 一時帰国させてもらえる？

春節の時期に里帰りしたい、家族の具合が悪いため休みを取って帰国したい場合など、一時帰国は可能です。有給休暇を使えば、休んでいる間もお給料は支払われます。一時帰国をしたい場合は、会社や監理団体に相談してみてください。

ただし会社側では仕事の納期等がありますから、急にまとまった日数の休みを取りたいと言われても困ることがあります。会社の皆さんが困ることのないよう、まとまったお休みを取りたいときはできるだけ早く会社に伝えるとか、仕事の忙しい時期は外して休みをとるとかの考慮は必要です。

同じ国から来ている技能実習生が複数いる場合は、休みが集中してしまって会社が困ることがあります。みんなで相談してお休みの時期を少しずつずらすとか、今年は〇〇さん、来年は〇〇さん、みたいに交代で休みを取る方法もあります。会社は監理団体とも相談してみましょう。

- 失踪したらどうなる？

「失踪したら技能実習やっているより、もっと稼げるよ」「失踪して、〇〇の農場で働くと儲かるよ」「失踪して東京で働くと 2 倍稼げるよ」。こんな言葉で技能実習生を誘うブローカーはたくさんいます。でも実際に、失踪した技能実習生で「失踪してよかった」と思っている人はどのくらいいるのでしょうか。このような統計はありませんが、失踪してよかったという話は聞いたことはありません。

失踪すると、技能実習をしていないことになるため、日本での在留資格は喪失します。その状態で働くと不法就労ですので、法令違反になります。出入国在留管理庁に見つかれば帰国しないといけなくなります。不法就労による在留資格取り消しの形で帰国したような場合、出入国在留管理庁に記録は残りますから、将来的にまた日本で働きたいと思っても日本での在留資格の申請が却下されることがあります。実際に過去に在留資格関連での不正をし

たために、特定技能の在留資格が取得できず、日本で働けない外国人もいます。甘い誘いには畏があることを心に留めておきましょう。